倉吉市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和７年１月29日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市規則第２号

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例（令和６年倉吉市条例第28号）の施行期日は、令和７年３月３日とする。